

第42回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成23年6月27日

開 催 場 所 大阪府咲洲庁舎 2階 咲洲ホール

第42回大阪府環境審議会

平成23年6月27日

司会（足立主査） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第42回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは環境農林水産部環境農林水産総務課の足立でございます。どうかよろしく願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の柳楽からあいさつ申し上げます。

柳楽環境農林水産部長 環境農林水産部長の柳楽でございます。第42回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ、府政の各般にわたり、ご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。大阪府では、東日本大震災の影響などをきっかけに、庁舎等での節電に取り組みますとともに、府民の皆様方にも節電をはじめとした省エネ型ライフスタイルへの転換を呼びかけているところでございます。さらに、再生可能エネルギーの活用の方策などにつきましても、引き続き議論を重ねていくこととしておりますので、委員の皆様方にもどうぞご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方、それから地球温暖化対策のあり方についてなど、4件の諮問案件がございます。また、昨年12月に開催をいたしました第41回審議会で諮問させていただきました1,4-ジオキサン等に係る排出基準等につきまして、水質規制部会から報告をいただくことになっておりますので、ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、部会からの報告が2件ございますが、各部会におかれましては、精力的にこの間ご検討いただきましたことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

最後に、委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い

を申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に配席表、その裏面に本日の出席者名簿がございます。続きまして、議事次第、その裏面に資料一覧、そして、大阪府環境審議会委員名簿、出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の手続に際し、皆様の出席を確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ですが、席上にごございます出席確認票にお名前をご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、出席確認票は、お帰りの際にお席に置いたままにさせていただいて結構でございます。

続きまして、本日追加で配付しております資料につきまして説明いたします。資料1-1、2-1、3-1、4-1、それぞれ本日諮問させていただく諮問文の写しでございます。事前に送付しております資料を差しかえいただきますよう、よろしくお願いいたします。その他の資料につきましては、事前に送付しておりますとおりでございます。

続きまして、昨年12月に開催しました第41回環境審議会以降に新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

府議会議員委員、横山委員でございます。

奥野委員でございます。

川岡委員でございます。

栗原委員でございます。

なお、久谷委員、森委員につきましては、本日ご欠席でございます。

続きまして、市町村委員のご紹介をさせていただきます。松原市長、澤井委員の代理の中野市民生活部長でございます。

その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち25名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、続きまして、本日は諮問事項が4件ございますので、資料1-1、2-1、3-1及び4-1により大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

柳楽環境農林水産部長 それでは、私のほうから知事にかわりまして、諮問文を公布させていただきます。

平成23年6月27日、大阪府環境審議会会長、奥野武俊様、大阪府知事橋下徹。新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について、地球温暖化対策のあり方について、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正に関連する大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正について、大阪府立自然公園の指定及び公園計画の決定について、以上の4件について審議会の意見を求めます。よろしくお願いを申し上げます。

司会 それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思っております。奥野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

奥野会長 皆様、こんにちは。それでは、今日の議事を進めさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。今日、諮問を受けます件につきまして、審議に入らせていただきたいと思います。

まず、最初は新しい新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方についてという諮問でございます。中を見ていただきましたら、PDCAをどう回すかということが前回も少し話題になりましたんですが、その件に関して諮問を受けますので、事務局からまずこの件に関して説明をお願いします。

荒木副理事 環境担当の副理事をやっております荒木と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。以後、恐縮でございますが、着席をした形でご説明をさせていただきます。

お手元のほうの資料1-1、先ほどご説明させていただきました「新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について(諮問)」の裏側と、それから恐縮でございますが、資料1-2をごらんいただけますでしょうか。この諮問でございますけども、裏の説明というところを書いてございますが、そこを少しわかりやすくしたのが資料の1-2でございますので、資料1-2のほうを中心にご説明をさせていただきます。この中身につきましては、そこに書いて

てございますように、この審議会で前回いろいろとご検討、ご審議をいただきまして、本年3月にこの新環境総合計画を策定させていただきまして、公表させていただいたところでございます。

この新環境総合計画でございますけれども、その資料でございますように、2020年までの10年間の計画ということで策定いただきました。今回、諮問させていただく中身は、表題でございますように、この計画の効果的な推進と進行管理をどのようにやっていくのかということで、資料1-2の右側のほうに、少し絵をつけた形で整理をさせていただいています。ポイントは大きく2つございます。従来までの計画につきましては、実は毎年度のサイクルというところに書いてございますように、大阪府が講じようとする施策、あるいは講じた施策というものをまとめさせていただきまして、この審議会にもご報告はさせていただいた上で、議会に報告をさせていただくという形でこれまでは進行管理をやらせていただいておりますが、今回はさらに、この毎年度のサイクルにつきましても、もう一歩進めた形でやっていってはどうかということで、これにつきましては、まずご検討いただきたいということでございます。この辺の中身につきましては、今、ご説明させていただいた資料1-2の右側の下のほうに、この審議会の答申の中で進行管理及び点検評価の一層の充実等を図っていくべきであると、このようなこともいただいております。まずはこの毎年度のサイクルにつきましても、どのような形で今後進めていくかということにつきましても、ご審議をいただきたいというのが1つ目でございます。

2つ目が最も重要な部分でございますが、複数年ごとのサイクルというものを今回、新たに導入をさせていただいたところでございまして、右にございますように、2つのサイクルが回っていると。特にこの計画、10年間の計画でございますので、特に年度を決めているわけではございませんが、おおむね3年から4年ごとに少し詳細な形でこの進行管理、特に目標を定めておりますので、その目標の達成状況がどうなっているのかというところを評価いただいて、必要があればもちろん計画の見直しも含めて柔軟に対応していければということでございます。

この大きく2つの点につきましては、ご審議を賜りたいというものでございます。今の資料1-2の左のほうに少し書いてございますが、全体のスケジュール

でございますけれども、あり方そのものにつきましては、できますれば年内にもご審議賜ればと。特にこの複数年のサイクルにつきましては、直ちに完璧なものができるというふうに思っておりませんが、何らかの方向をおまとめいただければなと思っております。そこに合わせて、毎年度のサイクルにつきましても、こんな方向でどうだろうかということをおまわらせてご審議賜ればというふうに思っております。

来年度以降でございますけれども、ご審議いただきおまとめいただいたやり方に基づきまして、毎年度のサイクルあるいは複数年のサイクルを回していければというふうに考えておまして、それについて諮問をさせていただいたものがございます。よろしくお願いたします。

奥野会長 それでは、ただいまの提案といいますか、説明に対して現段階で質問、その他ございませんでしょうか。ご意見、要望、コメント。前回、これをどういうふうに進めるのかということがちょっと話題になりまして、P D C Aという形をもう少しきっちりやったらどうかというようなこともございましたが、それについて考えていきましょうと。複数年のサイクルも入れましょうということですが、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

やりましょうということについて、そんなにあまり問題はないだろうと私も思いますが、始まってくるといろいろもうちょっとこうしてというのが出てくるのかもしれないね。今の段階ではこういうことをやりましょうということなので、特になければ、こちらの提案としまして集中的にこの件について予定では今年度中、11月ごろに答申をお願いしたいということなんですけれども、この大きな委員会ですといくのが本当はいいんでしょうけれども、現実的にはなかなか大変ということで、定めていただいております大阪府環境審議会条例の6条第2項に、我々専門部会を設けることができるようになっておりますので、この件に関しては、専門部会を設けて、そこで検討して、そして、その結果をこの全体の委員会に報告していただいて審議する、集中的にそういうふうにするというやり方をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この専門部会を設けるということについての提案をお願いできますか。事務局のほうでしてください。

荒木副理事 そうしましたら、お手元の資料の1-3をごらんいただけますでしょうか。大阪府環境審議会環境総合計画部会の運営要領というものでございます。今、会長のほうからご説明をいただきましたが、この審議につきましては、この環境総合計画部会というものを設置させていただいてご審議を賜ればというふうに思っております。特に第2の所掌事項等でございますけども、今ほど申し上げましたこの進行管理の方法のご検討をまずいただきたいと。それに基づきまして来年度以降、この総合計画の進行管理をこの部会の中で進めていただければということで、その辺につきまして審議、報告をいただくということをお願いしたいというふうに思っております。

組織の人数でございますけども、第3のところの組織というところがございますように、委員としては計8名程度、これにつきましては、これからまた会長にご相談をさせていただきながら考えていきたいと思っておりますけど、8名程度。特に、この計画部会の場合には分野が広うございますので、何人かはその辺の分野ごとのご専門の先生方にお入りいただき、かつ市民の方を代表されるような、消費者を代表されるような方も入っていただくと、このように考えておりました。このような部会を設置させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

奥野会長 というご提案でよろしいでしょうか。ここに資料1-3にまとめていただきました部会をつくって、集中的にそこで審議して、この審議会で審議するというようにしたいと思っております。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。そういうふうにさせていただきます。今、ちょっと触れておりますが、この部会に属する委員及び部会長につきましては、審議会条例の6条3項及び第4項によりまして、審議会の会長が指名することになっておりますので、後日、私のほうからお願いするというお願いを出しますので、拒否なさないように。この8名、きっちり選んで集中的に審議していただくようにしたいと思っております。よろしくお願いたします。

ちょっと私のほうから1つだけ希望というか、感想というか、こういう総合計画とか何か計画を行政が出すと、今回のやつは非常に長いので、当然どっかでチェックが入るということはあるんですけど、一遍出すとなかなか変えない

んですよね。例えば、ちょっと典型的なのが、環境アセスメントなんかという
と、変えるのは大変ですよね。それで、最近いろいろな自治体では、途中で見
直して変えるということを宣言しているところがこの辺でもいろいろあります
ので、ぜひこの、そういうスピリットでこの間もそういうことが出たと。そし
て、P D C Aということですので、ぜひ大胆に10年計画ですから、やりなが
ら委員の人たちがチェックして、そこはもっとこう変えようということができ
る仕組みにぜひお願いしたいと。これは私の感想ですが、よろしくお願いた
いと思います。

では、皆さん賛同していただきましたので、この件に関しましては部会をつ
くって、そこで集中的に議論していただいて提案をいただいて、最終的にここ
でもう一度聞くということにしたいと。ですから、スケジュールとしてはこれ
でいくと、11月のころに答申を出していただくように、私が委員を選んで説
得しますので、よろしくお願いたいと思います。

次は、地球温暖化対策のあり方についてという非常に大きなタイトルのこの
諮問でございますが、これについて中身を事務局のほうから説明してください。

水丸地球環境課長 地球環境課長の水丸でございます。よろしくお願いたし
ます。それでは、お手元の資料に従いまして、諮問の内容についてご説明させ
ていただきます。失礼ですが、着席して説明させていただきます。

諮問関係の資料ということで、資料2-1と2-2がございますが、資料2
-1の裏面のほうに諮問の説明等がございますけれども、こちらのほうでもわか
りやすく資料ということで、資料2-2、A3横長の資料を用意しております
ので、主に資料2-2に従いまして説明させていただきます。

地球温暖化の防止は、人類共通の課題でございます。国際的な枠組みであ
る京都議定書の合意のもとで我が国におきましては、国や地方公共団体・事業
者や国民などのあらゆる主体がそれぞれの立場で温室効果ガスの排出削減のた
めに必要な取り組みを進めているところでございます。

資料左上の国際的な動きをごらんください。2005年2月に発効いたしま
した京都議定書では、我が国は2008年から2012年の平均で1990年
に対して6%の削減義務がございます。その対応状況につきましては、その下
にあります日本の状況のところにお示ししたとおりでございます。また、ちょ

っと左上に戻っていただきますが、その京都議定書の下に課題というふうに書いてございますけれども、2012年で終了する京都議定書の第1約束期間の後、つまり2013年以降の国際的な枠組み、いわゆるポスト京都と言われているものでございますが、これについてはまだ国際的な合意がなされていない状況でございます。

次に、中央の大阪府の状況をごらんください。これまで、大阪府におきましては、地球温暖化対策地域推進計画を策定いたしまして、2010年度の温室効果ガス排出量を基準年度から9%削減とするというふうな目標でございますとか、そこに書いてあります6項目の重点対策を定めてきております。また、2006年4月には、エネルギーの多量消費事業者に対する届出の義務づけや建築物の環境配慮などを規定いたしました。大阪府温暖化の防止等に関する条例を施行するなど、総合的かつ計画的に計画を推進してまいりました。その結果、2008年度の府域の温室効果ガス排出量でございますけれども、基準年度と比較して8.4%削減となっております、2010年度の目標を達成できる見通しでございますけれども、二酸化炭素排出量につきましては、基準年度から0.7%の増加となっております、また業務部門と家庭部門においては、排出量の増加が顕著というような状況になっております。

次に、資料右上の最近の動向をごらんください。2009年9月に当時の鳩山首相がすべての主要国による国際的枠組みの構築等を前提として、2020年度に1990年度比25%削減を国際的な場で、国際気候変動サミットにおいて表明され、また、大阪府におきましても、2010年2月に国の取り組みと連動し、府域で2020年度に1990年度比25%削減を表明したところでございます。ところが、今後の地球温暖化対策の基本的施策や中長期的目標を定める地球温暖化対策基本法案が国会には提出されましたものの、いまだ成立のめどが立っておらず、国の温暖化対策の見通しが若干不透明になってきているという現状がございます。加えまして、東日本大震災による原発事故により、菅首相がエネルギー基本計画の見直し、それから再生可能エネルギーが全発電量に占める割合を2020年代の早い時期に20%に高める方針を表明したことなどによりまして、温室効果ガス排出量に大きく影響いたします電力の二酸化炭素排出係数の想定が極めて困難な状況となっております。

このような不確定な要因が多い状況のもとではありますが、その下の府の方針案のところでお示ししておりますように、大阪府といたしましては、計画的かつ継続的に取り組みを推進する必要があると考えております。このため、当面は短期の具体的な対策を中心といたしました地球温暖化対策実行計画でございますとか、実行可能な対策及び制度の検討を行いたいと考えております。なお、将来的な目標設定や中長期的な計画の策定などにつきましては、国のエネルギー政策や温暖化対策が定まった段階で行いたいと考えております。つきましては、このような観点からの地球温暖化対策のあり方の基本的な事項について、本審議会におきまして専門的な見地からご審議を賜り、今後の総合的、計画的な施策や制度などについて審議会の意見を求めるものでございます。

最後に検討スケジュールの案でございますが、本日諮問をさせていただきましたが、事務局といたしましては、検討に当たっては専門部会を設置していただいた上で部会で集中的にご審議をいただき、11月の本審議会で部会報告、答申をいただければというふうに考えております。その後、大阪府におきまして、地球温暖化対策実行計画案等を作成し、パブリックコメントを実施した上で、平成24年3月までに計画の策定等を行いたいと考えております。

ちょっと通常の計画といいますか、温暖化の実行計画と比べますとちょっとイレギュラーな形かもしれませんが、こういった形で進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

奥野会長 それでは、ただいまの諮問と、それから趣旨、これについてご質問あるいはご意見、コメントございませんでしょうか。国の方針といいますか、そういうところがきっちり出ていない段階で、やりましょうという提案はいいと思うんですが、何かございませんか。委員の皆様。特に、もしなければ、お申し出のように、この案件についても専門部会をつくってやるという方式がいいかなど。専門的にちょっとしないと、特に最後にちょっと触れられた東日本大震災の影響というのは、かなりうまく取り組まない、最初にあいさつにもありましたように、我々のライフスタイルが変わりつつありますから、府民、市民が黙っていても変わってきていますから、そういうところもあって、それを大阪府としてちょっと短期的なところをやらないといけないという苦しきで

すね。中長期的に国の出方といいますか、そういうところを待ちながら、無視するわけにはいきませんから、そういうちょっと最後、イレギュラーとおっしゃったんだけど、苦しいところですよ。でも、府としてはいろいろ国を超えて、府独自にいろいろやってみりましたので、その中で続けていきたいと思います、こういう趣旨だと思いますので、よろしいですかね。

じゃ、皆さんのじゃ、頑張りましょうという気持ちを事務局に伝えて、先ほどと同じように、ちょっと勝手にさっさと行っちゃってますけど、まず手続としては専門部会をつくりたいと思います。よろしいですか。よろしいですね。その専門部会の委員については、先ほどと同じように会長指名ということになっておりますので、これも重なる人も出てくるかもしれないかよくわかりませんが、なるべく重ならないように、こっちは先ほどちょっと提案にありましたように、10名選ぶことになっているんですね。さっきのは8名でしたけど、こっちは10名ですので、皆さんにお願いに、この委員ばかりではございませんが、専門の方をお願いしようと思いますので、私のほうから後日、選んで指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。そしたら、そういうことで進めさせていただきます。

次が第3番目の諮問になりますが、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正に関する、関連する大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正で、これについての説明を事務局のほうからお願いします。

瀧事業所指導課長 環境管理室事業所指導課長の瀧でございます。本日、お諮りしております審議事項3、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正に関連する大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正について、説明させていただきます。

まず、資料3-1の裏面をごらんください。大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正についてですが、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律が昨年5月10日に公布され、本年4月1日施行されました。主な改正内容は2点ございます。1点目としまして、事業者によるデータ改ざん等へ

の厳正な対応です。これは、一部の企業で大気汚染や水質汚濁の濃度データの改ざん等の不適正事案の発生が相次いだことを踏まえ、測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務づけるとともに、これらの義務に違反したものに対する罰則が創設されました。

2点目としまして、大気汚染に関する改善命令等の発動要件の見直しです。継続してばい煙等に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者に対して地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう発動要件から「その継続的な排出により、人の健康または生活環境に係る被害が生ずると認められるとき」の限定が削除されました。なお、水質汚濁防止法では、このような発動要件は従前より規定されておられません。

以上が法改正の概要でございます。

一方、大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、大気汚染防止法、水質汚濁防止法で対象となっていない施設であっても、大気汚染や水質汚染につながる施設について、横出し施設として排出規制を行っています。今回、大阪府では、これらの横出し施設についても法同様の措置がとれるよう、条例を改正したいと考えています。

それでは、改正内容について説明させていただきます。ページを1枚くっていただきまして、別添及び資料3-2をごらんください。まず、データ改ざん等の防止については、資料3-2、第39条及び第63条で規定しております。改正前は第39条では、ばい煙等の濃度を、第63条では排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならないとしていますが、それぞれの条文に「これを保存しなければならない」の規定を追加します。また、第117条の規定に、第1号、第5号を追加し、第39条及び第63条の規定に違反した場合の罰則を創設します。これは、事業者による大気のばい煙濃度や水質の汚染状態の測定結果は、基準を遵守する上での自主的な管理に資するだけでなく、行政が指導する上でも重要な判断材料となるもので、改ざんされたりすると、適切な指導ができなくなるおそれがあることから、測定結果の記録の義務だけでなく、記録の保存も義務づけるとともに、違反者に対して罰則を設けることにより、記録等の改ざんの防止を図るものでございます。

次に、大気汚染に関する改善命令等の発動要件の見直しにつきましては、第

37条で規定しており、改正前は発動要件として、「規制基準に適合しないばいじん等を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により、人の健康または生活環境に係る被害が生ずると認めるとき」としています。そのうち、下線部分「その継続的な排出により、人の健康または生活環境に係る被害を生ずると認める」の要件を削除することとします。これにより、改善命令等をより広く発動でき、事業者に対する規制強化が図れることとなります。

以上の点について条例を改正したいと考えており、別添の改正案につきまして、本審議会の意見を求めるものでございます。

最後に、今後の予定ですが、本審議会の答申をいただきました後、パブリックコメントを実施し、その後、9月府議会に改正条例案を上程、議決を得まして公布し、周知後、施行したいと考えております。

これで、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

奥野会長 説明ありがとうございます。ただいまございましたように、国の法の改正に従って、大阪府のほうも変えるということで、内容、その他につきましてご質問あるいはご意見ございませんでしょうか。これについては、ゆっくと部会をつくってという条件ではなくて、今日のここで決着してほしいということです。内容的にも問題があると私は思わないけれども、何かご質問ありませんか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

又野委員 39条と63条の記録を保存しなければならないということなんですけども、この保存期間というのはどんなふうに解釈すればいいのでしょうか。

瀧事業所指導課長 3年間でございます。

又野委員 それは、一般的にこういうような文書は3年間ということになっているんですか。

瀧事業所指導課長 規則で定めています。

又野委員 ありがとうございます。

奥野会長 それはどっかに書いてあるという意味ですか、今の答えは。3年というのは。この今、提案のところには書いてないけど、別に書いていますと、そういうことですか。それでよろしいですか。はい、そういうことだそうですね。

が。

ほかに何かご質問はございませんか。よろしいですかね。じゃ、本件につきましてはいご意見がないようですので、ばい煙等排出者に対する改善命令をより広く発動できるようにするために、ここの継続的な排出により人の健康または生活環境に被害を生じると認めると、ここを省く、そういうことですね。要件を見直す。それから、ばい煙等の濃度の測定と排出、水ですね。水の汚染状態の測定においても、記録だけではなくて保存を義務づける、それは今のご質問ですと3年ということですが。それから違反者に罰則を科するという、そういう条例の改正で。じゃ、このとおりオーケーという答申を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。じゃ、そういう手続をすぐしていただきますように、お願いします。

では、その次の案件ですね。(4)番目になりますが、大阪府立自然公園の指定及び公園計画の決定についてということでございますが、これの諮問の内容につきまして、ご説明いただけますか。事務局のほうでお願いします。

勝又みどり推進課長 みどり都市環境室みどり推進課長の勝又です。どうぞよろしく願いいたします。第4号議案の大阪府立自然公園の指定及び公園計画の決定についてご説明させていただきます。本件につきましては、前回の環境審議会におきまして、概要のご報告を行いました案件でございますが、資料4-1、裏面に記載のとおり、多くの自然資源や利用資源が残る阪南市及び岬町の森林地域を新たに府立自然公園に指定し保全と活用を図っていくため、大阪府立自然公園条例に基づきまして本審議会に諮問させていただくものでございます。

それでは、概要につきましてはスライドでご説明いたします。

まず、内容の説明をさせていただきます。自然公園制度及び都道府県立自然公園の概略についてご説明申し上げます。スクリーンのほうをごらんください。

ご存じのとおり、自然公園とは、我が国の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するまた、生

物の多様性の確保に寄与することを目的として指定される地域指定性の公園でございます。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つに分類されております。今般、ご審議をお願いいたします都道府県立自然公園は、国立公園、国定公園と同様に、自然公園法に定められている自然公園で、その具体的な指定につきましては、大阪府立自然公園条例に基づくものでございます。指定の手順につきましては、本審議会の諮問に合わせまして、指定地区を含む市や町並びに関係する国の地方行政機関のご意見等も賜っており、本審議会の答申をいただきました後、速やかに指定の告示を行う予定でございます。

続きまして、現在、大阪府の山系におきましては、明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園、府立北摂自然公園が指定されており、これらはダイヤモンドトレールや、おおさか環状自然歩道、近畿自然歩道の整備によって連結され、すぐれた自然の風景地の保護と府民の憩いの場として利用が図れているところでございます。このような中、泉南市より西側の山系につきましては、多くの自然資源が残されているものの、自然公園として空白地域となっております。

このため、大阪府では、平成14年に策定しました大阪21世紀の環境総合計画の中で、泉南地域におけます府立自然公園の新たな指定を豊かな自然との共生が実感できる魅力ある地域を実現するための具体的施策の1つとして位置づけ、指定に向け取り組んでまいりました。平成19年に阪南市及び岬町で府立自然公園構想地区推進協議会を立ち上げ、今般、国関係機関や地元のご理解、ご了解を得られた状況となったことから、すぐれた自然景観などが残された泉南地域を府立阪南岬自然公園として指定するものでございます。

それでは、府立阪南岬自然公園の指定につきまして、指定区域の概要からご説明申し上げます。地形、地質は和泉山地西端部の中小起伏山地で、和泉層群に属しております。植生は、山腹斜面を中心にコナラが優先する二次林が広がるほか、谷部には杉などの人工林が見られます。植物層としましては、コナラやモチツツジなどの近畿地方の一般的な植物種を主体としておりますが、ハウライカツラなどの暖地性の植物やアカガシなどの高標高帯に生育する種もございます。野生動物の特徴としましては、本区域では府域に生息する鳥類約300種のうち40%以上の種が確認されております。環境省レッドリストに記載

されるクマタカ、サシバ、ハヤブサなど植物連鎖の頂点に立つ猛禽類が多く確認されていますことは、本区域が豊かな生態系を有する自然性の高い地域であることを示しております。

人文その他の特殊景観に関しましては、7世紀ごろに役行者が開いたとされます葛城二十八経塚巡行の修験道や行場跡などが残されております。また、周辺には紀州街道といった歴史的な街道も存在します。

以上が指定区域及びその周辺を含む地域の概要でございます。

続きまして、利用の現況についてご説明申し上げます。当地域はハイキングを中心に利用されております。スクリーンのほうは、現地でハイカーに対して行った利用状況アンケートの結果を図にあらわしたものでございます。赤のラインが太いルートほど多く使われているコースで、JR 阪和線の山中溪駅や南海本線の岬公園駅を起点とするほか、阪南スカイタウンからの登山口や和歌山県側からもルートをとっている方がいる状況でございます。この地域の府県境部分のコースは、環境省が計画決定しております近畿自然歩道でもありますので、指定区域を横断的に利用していただけるように、近畿自然歩道の未整備区間の整備を進めていきたいと考えております。

続いて、公園区域についてご説明申し上げます。緑色に塗った部分が指定区域でございまして、山中溪地区、紀泉アルプス東地区、紀泉アルプス西地区、高森山地区の4地区に分けて指定することとしており、面積は全体で947ヘクタールとなっております。地区ごとの特徴を説明いたします。

阪南市の山中溪地区は、指定予定区域の一番東側に当たる区域で、面積は154ヘクタールでございます。区域内にはJR 山中溪駅から銀の峰ハイキングコースが通り、途中の第1パノラマ台から大阪湾や周辺の山並みに向けた良好な眺望景観が得られる区域でございます。

紀泉アルプス地区ですが、この界限は、400メートル前後の低山でございますが、無数の山ひだを刻むことから、地元では紀泉アルプスと呼ばれておる地域でございます。阪南市区域を東地区、岬町区域を西地区としております。紀泉アルプス東地区は、面積318ヘクタールで、山容の美しさから、先ほど言いましたように紀泉アルプスと称されております。主な峰であります俎石山からは、淡路島、関西国際空港、六甲山系の広大な眺望が得られ、人気がある

コースでございます。また、区域内にございます鳥取池は、水系と一体となった森林美が貴重な地域でございます。紀泉アルプス西地区は、面積は401ヘクタールで、岬町の飯盛山、札立山、大福山などを中心としております。飯盛山付近の植生は、先ほど本地域の特徴として述べましたホウライカヅラやアカガシなどが生息しております。最寄りの駅の南海岬公園駅を起点に、飯盛山から俎石山を結ぶルートが多く利用されております。

最後に、高森山地区は、面積は74ヘクタール、大阪府の西の端に当たり、紀淡海峡から四国方面に向けた眺めの雄大さが素晴らしく、海と山が一体となって景観が特徴であります。当地区の西側は、和歌山市森林公園として整備されており、稜線には登山道が整備されております。

指定区域の概要についての説明は以上でございます。

続きまして、阪南岬自然公園計画書（案）についてご説明させていただきます。この公園計画書案は、府立阪南岬自然公園の区域保全のための地種区分を決定するとともに、将来の整備方針等を示したものでございます。公園計画の構成でございますが、整備の基本方針、保護計画及び利用計画から構成しております。保護計画は保護規制計画と植生管理計画、利用計画は地区間ネットワーク計画と利用施設計画からなっております。

まず、保護規制計画でございますが、自然公園におきましては、特別地域や普通地域などの地種区分を定めることができることとなっております。自然の質が高く、景観の特にすぐれているものを第1種、農林業的土地利用を図りつつ保護する区域を第3種、その中間が第2種となっておりますが、本地域の森林の多くが人と自然との関わりによって維持されてきたものであるため、通常の農林業活動を行いつつ、維持をしていく第3種特別地域としております。

植生管理計画におきましては、地域の特性に合わせ、管理の方針を定めております。まず、アカマツ、クロマツ類については、猛禽類の生育環境保全という観点から、その健全な成長と保全を図ってまいりたいと考えております。杉、ヒノキなどの人工林につきましては、間伐などの取り組みにより、土砂災害に強い森づくりを進めるなど、森林の機能強化を進めていきたいと考えております。松や広葉樹の混交林につきましては、豊かな自然環境の保持に努めつつ、動植物の生育環境の向上を図るため、林床植物の維持、導入を図っていくこと

としております。また、地域住民、NPO、ボランティア等との連携と共同ということも含め、あわせて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、利用計画についてでございます。利用計画は主に利用のための施設の整備方針などを定めたものでございます。指定区域内におきましては、既に利用されている歩道やボランティア等によって設置されたベンチや標識がございます。しかしながら、歩道においては歩きにくい箇所があったり、危険な場所があります。また、ベンチや標識が古くなったりしている状況でございます。このため、府立自然公園の整備におきましては、利用者に安全かつ快適に利用いただきますよう、歩道の安全対策、標識の設置、また利用者の利便性を図ります公衆トイレの設置などを行ってまいります。

以上、ご説明申し上げました保護計画と利用計画により、府立阪南岬自然公園の自然環境の保全と適正な利用を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

奥野会長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのこの諮問の内容につきまして、何かご質問、コメントございませんでしょうか。何かございましたら。よろしいですか。

古川委員 今の説明を聞きましたら、大変森林、その他いろいろ一生懸命やっていたと、今、スライドで見せてもろうたら、あの道がああいうような立派になって、これは府民の大いなる憩いの場所になると思ひまして、どうぞ推進をお願いしたいと思います。

奥野会長 ほかにございませんか。

自然公園ですから、自然を活かした形で人がうまく入ると、近くに、街の中にある公園とちょっと違うので、その辺のやり方をぜひこの地区にあるいろいろなNPOの人たちとうまく連携をとるようになっていただけたらいいなというのは私の希望ですけれども。何かいろんなこういう自然公園に入って、里山のグループとかいろいろありますよね。やっぱり何かほうっておいたらいけないので、でも、利用過ぎるのもよくないので、うまく人間が関わるというのが最近の大切な視点だと思うので、そんなことは当たり前に入っているんだと思うんですけど、ぜひそういうところをうまく行政として進めていただきたいと思います。何か道だけつくりゃいいというわけでもないし、そんな気持ちで。

ほかにございませんか、どなたか。いいことだから進めてくださいという感じは伝わりますが、よろしいですか、皆さん。じゃ、そういうことで、これについても実は部会をつくって議論をするというものではなくて、ご意見をいただきましたように、よくやったださっているんで、ぜひこれをちゃんと進めてくださいということでございますので、この審議会で、じゃ、これはうまく進めてくださいと、そういう答申をしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。事務局のほうとしては、そういう答申をいただいたということで、ぜひ関係の市町村というんですか、関係の部局、もう既にお話済みだというふうに聞きましたけれども、ぜひ単なる行政ではなくて、NPOとかそういうところもうまく進めていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、もう1つの審議事項がございます。これは、以前、専門部会をつくって審議していただきましたものを今日、答申をいただくことになっておりまして、その説明を聞きまして、皆さんとちょっと審議していただきたい要件でございます。1,4-ジオキサン等の排水基準等についてということで、これは委員長をお願いしております海老瀬先生のほうから、海老瀬部会長のほうから報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

海老瀬委員 それでは、水質規制部会の海老瀬のほうからご報告させていただきます。1,4-ジオキサン等に関する排水基準について、水質規制部会において検討した結果を報告させていただきます。資料5-1の報告概要、資料5-2の部会報告の本文、資料5-3が部会で実施したパブリックコメントの結果です。本日は、主として資料5-1を用いて説明いたします。

まず資料5-1の裏面をあけてください。これは、昨年12月1日の前回の環境審議会で、本件の諮問を受けた際の資料に一部時点修正を加えたものです。下の大きな表の一番左にある1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン等の4項目が今回の検討の対象となる有害物質です。平成21年11月に国が環境基準に追加や見直しを行いまして、現在水質汚濁防止法に基づく排水基準や地下浸透規制について、中央環境審議会の水環境部会で検討が行われています。これに対応して、上水道水源地域で法対象事業場に行っている上乘せの排水規

制や条例対象事業場への排水規制、地下浸透規制について、知事から諮問を受けて部会で検討を行いました。

資料5-1の表の面をごらんください。本件につきましては、本審議会委員の私と津野先生、大阪大学の池先生、摂南大学の島田先生、大阪市立工業研究所の福原先生に加わっていただきまして審議を行いまして、資料右上の審議経過を記載しております。知事から諮問を受けまして、2回の部会で基本的な考え方を確認し、それによってパブリックコメントの手続を行いました。その結果は、参考までに資料5-3としておつけしておりますが、いただいたご意見は1件で、排水基準や地下浸透規制そのものではなく、分析手法に関するものでしたので、本日は詳しい説明は省略させていただきます。

これらを踏まえまして、5月10日に第3回目の部会を開催し、部会の報告の取りまとめを行いました。検討に当たりましては、左上の表のとおり、まず府域の環境の状況を確認しました。公共用水域では、1,4-ジオキサンに環境基準の超過例がありますが、それ以外の項目では検出されていないか、環境基準を下回っております。一方、地下水ではいずれも検出例があり、1,1-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンのシス体での環境基準の超過例があります。

続いて、これらの有害物質の排出量などについて、製造あるいは使用中の事業所の届け出データを整理しました。1,4-ジオキサンの届け出をしている事業所は、平成19年度で8事業所でありました。放流水質の実態調査を大阪府が行っております。その結果、水質汚濁防止法の排水基準案として考えられている0.5ミリグラム／リットルを超える濃度で放流している事業所もございました。従来からの排水基準でございます1,1-ジクロロエチレンの届け出は52社があり、排水基準の超過例はございません。塩化ビニルモノマーと1,2-ジクロロエチレンの届け出状況は表に記載しておるとおりでございます。

このような現状を踏まえ、資料右の中段に排水基準を設定する際の基本的な考え方を記載しております。考え方1は、上水道水源地域においては、水源の安全性を確保するため、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の10分の1の値、すなわち環境基準の値と同じになりますが、これを上乘せの排水基準として、水質汚濁防止法に定める特定事業場に適用するというものです。

分の1の値に定めとなっているんですけれども、その10分の1という数値の出した根拠と申しますか、それと、もう1つ国の定めた環境基準値なんですけれども、これの毒性というのが、この裏に示してありますようにそれぞれ肝臓や腎臓、血液等の障害、それぞれあるんですけれども、どれぐらいの濃度でどういった体への影響が今までのデータ上であるのかというのを、ちょっともしご存じでしたらお教え願いたいなというふうに思います。10分の1の根拠と、国の環境基準の根拠ですね。それが人体への影響がどういうデータに基づいて今まであるのかという、ちょっと教えていただきたいと。

海老瀬委員 1つ目の10分の1についてのお尋ねですけれども、それはちょっと先ほども触れさせていただきましたが、環境基準値に対応している人の生命の保護にということで、排水のほうでも厳しいほうを環境基準値のほうにするという、基本、ほかのところも同じですけども、このほかの項目でも同じですが、この1,4-ジオキサンについても、上水道は人間の飲み水のもとになるということで、環境基準値という形で10分の1と設定した根拠になっておる。

もう1つは、ちょっと具体的に質問がもうちょっとよくわからなかったんですが。詳しくお願いします。

奥野委員 海老瀬先生、環境基準値と、今一律排水基準の10分の1が、それがイコール環境基準値であるということ、よくわかりました。要は、東北の原発の問題でも、放射能、放射線についての基準値が世界的に見てどうなんだというのが疑問視されるようになっていきますので、私もこれ、今日始めて参加をさせていただきましたが、せっかくなので、環境基準値自体が何か人体に及ぼす影響というのは、それぞれの物質においてあるというのはわかるんですよ。肝臓や腎臓やそれぞれについて。この例えば、環境基準値を定めるに当たっての根拠というのを、海老瀬先生の中でご存じのところがありましたら、こういう事例でこういうふうな環境のもとで育った方々が、あるいはこういう村でこういう汚染をされた、水質で暮らした方々がこれぐらいの病気になられた。それでこういう環境基準値が決まったというのを、環境基準値自体が決められた根拠というのを、私たちあまり存じ上げないので、ちょっと教えていただけたらというふうな、そういう質問でございます。

海老瀬委員 多くは、ほとんどのは、WHOの勧告による、特にジオキサンと

か、こういうものは人が一生の水道なんかと同じように飲み続けて、成人の人が1人1日2リットルずつ飲み続けて、一生の間にがんが発がんする確率を10万人に1人というか、 10^5 分の1のリスクにするという大きな世界的に認められたもの、それは動物実験とか、そういうものでモルモットとか、そういうものを体重が人間の50キロまで拡大といいますか、広げまして、安全係数を掛けて、リスクを設定しています。隣の内山先生が一番そういうのは詳しいかと思いますが、そういう方針でWHOが一応進めているところへ持っていくことだと思います。それは、動物実験等である程度確定的な根拠があって定められたところまで、水道水源だからいくということだと思いますが。

奥野委員 ありがとうございます。WHOのほうの基準値ということで、世界共通という、理解してよろしいですね。ありがとうございます。

奥野会長 内山先生、何かコメントありますか。

内山委員 WHOは一応勧告という形で出しておりますので、環境基準を決める場合に、ちょっとこの物質自体については、WHOの数字がどうなっているかはっきり記憶しておりませんが、原著に戻って我が国自体の環境基準を決める場合と、それからWHOが勧告しているものに準じている場合と、両方あると思います。ですから、それほど大きに、WHOが勧告した値と大きな値の違いはないことが多いんですけども、それより厳しくなっているものもございまして、それから、幅のあるものに関しては、我が国の情勢等考えて決めたものもございまして。

奥野委員 せつくなので、ありがとうございます。よく日本の基準値が甘いというふうによく言われているんですけども、ヨーロッパとか諸外国においては、このWHOよりもさらにきつい基準で設定されているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

内山委員 特に化学物質に関しては、WHOと比較して世界、WHOと比較して緩いということはないと思いますが。ご存じのように、ダイオキシンなどは1から4とWHOは勧告しているものを日本は4というふうに決めておりますけども、それは原著に戻って環境基準としてどうあるべきかということを検討し直しておりますので、少なくとも化学物質に関しては、WHOより緩いということはほとんどWHOが勧告しているもの、あるいはそれ以下になっている

ものもごさいます。

奥野会長 ほかにごさいませんか。

こういう基準を決めるのはそれなりの理由があると。報道にはいい加減なように書かれるときがあると、私は腹が立ってきたりするんですけど、ちゃんとやっているよと言いたくなるんですけど、何かそういうふうに書かれること、ありますよね。残念なことだと思いますけど、ただものによって、国によって、ちょっと違うというのは、実は先生、あるんですね。それはありますよ。何か物質によって非常にすぐ影響を受けるものと、そうでないものというのもやっぱり結構いろいろありますので、昔、ベトナムの枯れ葉剤なんかあったときは、ジクロロエチレンなんていうのはばんと出ましたから、一気にだめになりましたけどね。そういう世界的な歴史なんかももちろんあるんですけども、今日、今ちょっと話題になった。

ほかにごさいませんか。ほかにこの際、何か。ですから、スピリットとしては、大阪府としては結構厳しくいきましよう。こういうふうにごさいていただいたらいいんだと思うんですね。どっちをとるかといったら、厳しいほうをとりましよう。こういう規制を大阪府としてはかけましようというのが、部会としての提案だと理解していただけたらいいんだと思うんですね。緩くするごさはない。結構厳しくごさいていらっしゃる。それでいいですかね。

内山委員 先ほど奥野委員のほうご、排水基準の10分の1が環境基準とおっしゃったんですが、環境基準がまずあって、それを担保するための排水基準というふうにおごさいていただけたほうがよろしいかと思うんですが。排水基準の何分の1かが環境基準ではなくて、環境基準がまず決められて、その環境基準を守るためにはどのように排水なり排出ガスがどうあるべきかということご決められていくということご。私、ちょっと勘違い……。いや、ご質問の意味が逆だったかなと思ごまして。まず、環境基準が決められて、それを担保するための排水基準という。

奥野会長 全体ご決まごていて。

奥野委員 どっちがWHOですか。環境基準がWHO。

奥野会長 そうごす。

内山委員 ですから、排水基準の10分の1が環境基準ではなくて、環境基準

があって、その環境基準を守るためには、排水基準はどのくらいであるべきかということで、この場合ですと10倍という値ですか。

海老瀬委員 排水基準の決め方自身は、排水源で出して、さらに支流で10倍に薄められというような関係で10分の1、10分の1とかいうような形で大体決まっている。今、水道水源だけは人間の飲み水、飲料水供給ということで一番厳しい排水基準を適用してというのが慣例的に人間の安全のためにということでやらせていただきました。

奥野会長 それをやれば、環境基準がちゃんといけるといふ。逆に言うともうということですね。先生、さっきおっしゃったとおりですね。

それと、こういう規制をいきなり厳しくすると、事業所がちょっと困るといふようなことがあると、一般には暫定的に何年とか、そういうこと。よく調べていただいて、そういうふうなのはないと。大阪府の中にはそういうのがないので、いきなりこれいくよといって、大丈夫ですと、こういう提案といえますか、報告になっておりますので、問題ないかなと思います。

ほかに何かご質問、ございますか。はい、どうぞ。

横山委員 委員の横山と申します。すごく素人な質問なので、大変恐縮なんですけども、この取り組み、非常に素晴らしいと思うんです。大阪の水はきれいで環境にもいい。全国に向けて非常に素晴らしい姿勢だと思うんですけども、もしお恥ずかしながら、この1,4-ジオキササンとか、1,1-ジクロロ、こういうのは初見でございまして、このほかにももっといろいろと取り組むべき物質というのはあるのか。あったらもっとどんどん大阪の姿勢としてこういった活動を続けていったらいいと思うんですけども、ごめんなさい、素人なもので、この辺どうなんでしょうか。もっとあるんやったら、どんどん積極的に攻めたらと思うんですけども。

海老瀬委員 いろいろたくさん製造されたものが排出されるということはあるんですが、だんだんその要するに、有害、有毒ということがわかってからある程度確かめてからでない、こういう設定はできないという。まだ、候補はずらっとあって、かつ発がんというような、割合しつかりした証拠があるものからということになっていきますし、未然の防止ということもございしますが、化審法というようなもので、引っかかってくるものは幾らもあって、分析技術が進ん

できておりますので、その濃度がきちっと図れるというようなことになれば、
どんどんわかったものからということになります。

奥野会長　　そういうことで、何かうわさとか、これだめ違うかというのは、やっぱり我々としてはできない。ちゃんとわかってからでないといけないというのがそれが1つと、もう1つは、なぜそういうことになるかという、ほとんどの場合は、ここにちょっと書いていますけど、事業所があるんですね。メッキをするとか、いろんなこういう化学物質を使う事業所があって、そういうところが排出するときにどこまで許すかとか、それで昔はわからなかったのも、塩化ビニルモノマーとかいったら、結構ちゃんとみんな当たり前にはばっと流していた。これがわかると、ストップと、こういうことになるので、追いかけてこになりますね。何かね。それを先進的に先生はもうちょっと早くやろうとか、そういうことです。

横山委員　　指定をされているのはWHOなんですか。

奥野会長　　いろいろですね。いろいろです。普通は世界的にやっぱりそういうふうに出るのが普通ですけど、日本が最初にこういうことをやるということもありますし、どっちかといったら日本は遅いとさっき先生、奥野先生がおっしゃっていたように、ひよっとしたらそういうところがちょっと遅いというのは、薬とかこういうのはなかなか遅いとか、そういうことはあるかもしれませんね。そんな感じですかね、先生ね。

ほかにございませんか。

ほとんど産業に使っていることが多いので、簡単にやっぱり規制すると、そっちをだめにしてしまうこともあるので、よく見ながらいけないというのが、やっぱり歴史からいったらそうです。私ら若いとき、こんなん流していった。知ってますもんね。でも、今そんなことできない時代です。それはやっぱり時代とともに変わっていかねばいけない。

ほかになければ、よろしいでしょうか。

それでは、本日ご提案といいますか、答申いただいたものを大きく書きかえたりする必要はないと思いますので、今回いただきました意見は貴重な意見といたしまして、これで特に修正なしで本案を審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

奥野会長 ありがとうございます。じゃ、海老瀬先生、あと、手続的にこれでいくということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、審議事項にお願ひしましたのは以上でございまして、あと、報告事項が2件ございます。はじめに、温泉法に基づくものでございますが、この報告事項は2つとも部会ですね。我々は最初は温泉法ですけれども、温泉法に基づく温泉掘削等の許可についてでございまして、これは環境審議会の条例によりまして、この部会の結論がそのまま審議会の決議というふうになるものですので、報告を聞いて、それでそれを認めるとか、認めないとか、そういう結論になります。

じゃ、すみませんが、内容につきまして、部会長の益田先生のほうからお願ひしたいと思います。

益田委員 益田でございます。では、報告させていただきます。前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成23年2月2日に開催いたしました。ここでの結果について報告いたします。

それでは、お手元にお配りしております資料6をごらんいただきたいと存じます。平成22年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉動力装置許可申請1件につきまして審議いたしました。申請されました動力装置が、温泉源の保護の観点から、その温泉井戸にあわせた適正な能力であるかどうかを審議いたしました結果、許可して支障なしと決議いたしました。

以上です。

奥野会長 ありがとうございます。ただいまその資料6のここで許可してよろしいという結論でございますが、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本部会の決議をもって、本審議会の決議にいたします。どうも益田先生、ありがとうございます。

それじゃ、もう1件ございまして、平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画、これにつきましては、本件は水質汚濁防止法の規定により、毎年策定することとしているものでございまして、環境審議会条例6条7項の規定により、本審議会の常設部会、これは常設部会になっておりますが、水質測定

計画部会の決議をもって、本審議会の決議としますので、その報告を海老瀬部会長のほうからお願いしたいと思います。

海老瀬委員 水質測定計画部会、今度は排出されたものが公共用水域でどの程度の濃度になっているか監視するという、そういう方の委員会でございますが、23年2月2日付で知事から大阪府環境審議会条例第6条第1項の規定に基づいて、平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、環境審議会に諮問がなされまして、同日、水質測定計画部会で審議いたしましたので、その決議事項についてご報告いたします。

資料7-1の2ページ及び3ページの図1をごらんください。大阪府域における公共用水域の水質測定は、河川が昭和46年度より、海域が昭和47年度より実施されております。平成21年度における測定項目数、平成21年度は一昨年のことですけれども、項目数は健康項目、生活環境項目、特殊項目、要監視項目等について、河川76項目及び海域50項目で測定地点数は105河川、144地点及び海域22地点となっております。昨年度の測定結果は現在取りまとめ中ですので、一昨年の21年度における大阪府域の河川水質の現況ですが、健康項目につきましては、ヒ素が1地点、ホウ素が7地点の計8地点で環境基準を達成しませんでした。その他の24項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しました。環境基準を達成しなかった要因でございますが、すべて自然要因でございます。

次に、河川の代表的な有機汚濁指標であるBODですが、環境基準の達成率は82.5%と過去最高でした。BODの達成率は近年上昇傾向が認められております。図2をごらんください。大阪府内の主要河川について、昭和46年度から平成21年度までのBODの推移を示しております。この間にBODが大幅に改善されていることはおわかりいただけることと思います。

平成21年度における海域の現況ですが、健康項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しております。海域の代表的な有機汚濁指標であるCODで見ますと、兵庫県の基準点を含む海域において環境基準の達成率は66.7%で、C海域全7水域及びB海域の1水域では環境基準を達成しませんでした。また、沖合のA海域全3水域及びB海域の1水域では達成しませんでした。また、富栄養化の原因物質とされている全窒素については、環境基準を達成して

いましたが、全リンについては、沖合のⅡ類型で達成しませんでした。なお、河川及び海域の底質測定につきましては、平成16年度より本計画で定め、測定を実施しております。環境保全目標が設定されている総水銀と、PCBにつきましては、平成21年度も20年度と同様に目標が達成されています。

次に、地下水ですが、府域全体の地下水質の状況を把握するための概況調査では、平成元年度から実施しております。平成17年度から21年度の測定地点と環境基準超過地点について図3に示しております。平成21年度における概況調査は78地点で実施し、75地点で環境基準を達成しました。

次に、平成21年度までの概況調査等により、地下水の汚染が懸念される地区の汚染範囲で調査する汚染井戸周辺地区調査を356地点で実施しましたが、332地点で環境基準を達成しました。地下水の汚染が判明している地区の継続監視調査につきましては、図4に井戸の深さ別に環境基準の達成状況を示しております。平成21年度は142地点で実施し、77地点で環境基準を達成しました。ヒ素につきましては、北摂地域で環境基準未達成の地区が比較的多く見られ、また深井戸での検出が多い傾向が見られます。従来から幅広い業種で使用されておりますVOC、揮発性有機化合物につきましては、府域の広い範囲での環境基準未達成の地区が存在しておりますが、井戸の深さとの関係に目立った傾向は見られません。

以上の水質の現況を踏まえ、今年度、平成23年度の水質測定計画の内容につきましては、資料7-2の厚いとじたものの冊子でのとおりでございます。公共用水域は一昨年と同じ地点数、河川の水質については105河川、144地点、底質につきましては49地点、海域の水質につきましては22地点、底質につきましては15地点で調査を実施することになっております。地下水は概況調査を83地点、継続監視調査を147地点で実施することになっております。なお、測定計画の作成後、22年度、昨年度の調査結果がわかった7地点につきましては終了の基準を満足し、継続監視調査を終了するため、平成23年度の継続監視調査は140地点で実施することとなります。

平成22年度水質測定計画からの主な変更点ですが、公共用水域につきましては、一定の条件を満足するものにつきましては測定の効率化あるいは重点化を行い、測定回数の変更を行いました。部会における審議の結果、平成23年

度公共用水域及び地下水の水質測定計画を資料7-2の冊子のとおり承認いたしております。

以上が報告でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

かなり精力的に計測することはずっと大阪府の場合はしてきているんですけども、23年度もこういう計画でいきたいという、あるいは今までこうでしたという報告ですが、何かご質問ございませんでしょうか。コメント、ご意見、ございませんか。

この際といいますか。大阪府は結構ちゃんとやっているね。ちゃんとといったらよくないんですけど、言葉はよくないですけど、きっちりやってきていますので、ころころ変えちゃいけないというのは1つずっと追っかけていけないといけない。その中で、ここここはいいかなという、そういうこともちょっとある。そういう状況だと思いますが、特にものすごく困っていて、ここはということは一応ないと思います。今のところはないと思いますが、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。BOD、CODの辺は昔と比べると、本当にずっと落ち着いてきているし、これをこういうふうに測っていけばいいんだと思っていますが。もし、特にご意見がなければ、この件については、海老瀬部会長からのご説明を受けて了解しましたということで本審議会の結論にするということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

奥野会長 じゃ、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

ちょっと進行、わりと早くいきましたが、その他、この機会に何か、ほかのことで、先生、ちょっとお願いします。

花嶋委員 環境放射線の情報提供のあり方について、ちょっとお願いがありまして、意見を言わせていただきます。このたびの福島の原子力発電所の事故の結果、世間のいろいろな府民の方々の環境放射線に関する関心が非常に高まっているんですけども、大阪府では幸いと申しますか、何年も前から環境放射線を測定するモニタリングポストをかなり充実したものがあるわけなんですけれども、そのモニタリングポストは、実はこういう事故を想定していませんで、小さな京都大学と熊取にある京都大学と、それから東大阪にある近畿大学の原

子炉、小っちゃな実験用の炉を見守るという形で配置されているんですね。今回の事故が起こって以降なんですけれども、世間の関心が非常に高いにもかかわらず、そのホームページを見ると、淡々とそのまま1回も更新されずに測定は続けられているんですけれども、多分これはここの担当じゃないと思うんです。環境農林水産部ではなくて、危機管理の部署が担当しているので、ここで言われてもなという感じとは思いますが、ぜひそちらに年に1回放射線に問題がありませんという会議をして、その議事録みたいなものを載せていらっしゃるんですけれども、それがちょうど事故の前で、それが3月の初旬に結果を載せて、そのまま全く変わってなくてノーコメントなんです。

でも、そこについているアクセスカウンターを見ると、いつからのカウンターだかわかりませんが、たしか28万5,000件ぐらいのアクセスがあるということは、かなり府民の皆さん、府民だけじゃないかもしれませんが、関心が高いにもかかわらず、粛々と測定は続けられているんですけれども、それ以前と以後とが変わりませんよというような情報の提供の仕方をしていただければ、府民の皆さん、非常に安心できるんじゃないかと思えますし、いや、これは危機管理が担当でとか言われると、府民としてはちょっと待ってくれと。府民から見たら、府は1つなので、そういう意味で、情報提供の仕方を府民目線に変えていただければなど。こちらではどうにもならないのであれば、ちゃんと連携をとって変えていただければなどと思えます。

そんなもん、気にすることないよというのは、多分ここにいらっしゃる方は前提としてわかっていらっしゃると思うんですけれども、そうじゃない方々がたくさんいらして、心配だというご相談をたくさん受けましたし、何でもないとわざわざはかりに行ったりしたこともありますので、そういう意味でも、せつかくあるんだから、せつかくあるものをちゃんと情報提供の手段として使っていただきたいなと思えますし、環境農林水産部関連でもちゃんと公衆衛生研究所でしたっけ。すみません、不正確で。が水源とかの線量をはかって、ちゃんと載せてらっしゃるんですけれども、そちらも非常にちゃんと載せてらっしゃるんですが、難しい。読む気があってある程度の基礎知識がないとわからないようになっているので、それは正確と言えれば正確なんですけれども、まずやっぱり心配していらっしゃる方に大丈夫ですよと。詳しいことは、もう少し

詳しくちゃんと正確に載せたページをごらんくださいというような形で、小さいお子さんを持っているお母さんとかから、本当に大丈夫なんだろうかと問われると、そういう情報提供をちゃんとすることが、実はとても大切なことなんじゃないかなと思いましたので、ぜひ情報提供の仕方をもう少し考えていただけたらなと思いました。

以上です。

奥野会長 ありがとうございます。

どなたか、「はい」と言ってほしいと……。何か事務局のほうで。関係ないんだろうと言いながらですけど、どなたか。部長どうですか。部長に言わすのがいいんじゃない。事務局でもいいですけど。放射線だけじゃないと思うので。

柳楽環境農林水産部長 私のほうから少しそれでは説明させていただきますが、今、お尋ねの件、正直申し上げまして、私自身も正確に補足できておりませんので、まことに申しわけございません。まず、公衆衛生研究所でございますが、これは健康医療部のほうの所管になってございまして、現在福島原発の事故を受けまして、上水、蛇口のところの水、それから降下物、それから空間の放射線量について、これは毎日測定を実施いたしまして、その結果はホームページで公表をいたしております。今、ご質問の中で、情報が非常にわかりにくいというようなご指摘があったかと思っておりますので、そういった点については、今日のご意見、しっかりと健康医療部のほうへ伝えまして、私どものほうから意見を申し述べていきたいというふうに思います。

奥野会長 どうぞ。

花嶋委員 公衆衛生研究所もこちらではなかったんですね。

それともう1つ、危機管理何とかというところが、熊取と東大阪のモニタリングポストの管轄をしていらっしゃるしまして、そちらは全く福島に対応せずに、淡々とこんな状況でも1ワットの近畿大学と6メガの京大の小さいのを一生懸命見守っていらっしゃるの、せつかくですから、こういう時期に以前と変わりありませんよということを府民に情報提供できたらなと思いました。

奥野会長 多分、実は府立大学も責任があると思っっているんですが、府立大学は原子炉は持っていないんですが、放射線中央研究所と、全国に先駆けてそういうのをつくって、実は府立大学の一部に今、してございまして、研究者もおりま

して、長い放射線に対する府民に啓蒙活動とかいうのをずっとやってきまして、去年、表彰されたばかりぐらいの実はそういうところがありまして、先生、ご指摘のように、福島が起きたときから、府立大学中心になってというわけじゃないですが、府とかも連携をとって、そういうことをやっていました。ただ、見えないとおっしゃっているのは、ちょっと私も帰って話しますが、府と連携、きっちりもうちょっととって、見えるようにするという一翼を府立大学は担っていますので、ぜひちゃんとチェックしたいと思いますので、ご指摘のように。

花嶋委員 すみません。大阪府とそれから放射線量で、グーグルで検索をすると、まず最初にやっぱりモニタリングポストが出てくる。歴史があるので、モニタリングポストが出てきて、ちょっと大分下のほうに、公衆衛生研究所が出てくるので、そういうところに。

奥野会長 やっぱり熊取がすぐ出てきますからね。その測定点にも、私のところの大学がやっていますので、またわかりました。先生のご意見、私も伝えて、ちょっと府とも連携して、見えるようにとにかく何かしましょうということでも努力したいと思います。

ほかに、何かこの際、そのようなご指摘、あるいはご意見ございませんか。

もしなければ、今日の環境審議会は、一応審議事項、終わりでございますので、事務局にお返ししたいと思います。

司会 奥野会長、委員の皆様、まことにありがとうございます。それでは、閉会に当たりまして、環境政策監の大江からごあいさつ申し上げます。

大江環境政策監 大阪府の環境政策監の大江でございます。本日は長時間にわたりまして、また、ご熱心にご審議をいただきまして、本当にありがとうございます。本日、答申をいただきましたもの、また大変貴重なご意見、ご提言などもいただきましたので、これを十分踏まえまして、より一層、精力的に環境行政に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、部会を設置するということになりました案件につきましても、会長のご指名のもと、委員のご議論をお願いしたいというふうに考えておりまして、大変お忙しいところ、大変恐縮でございますが、ご協力をお願い申し上げます。今後とも引き続きまして、環境行政全般にわたりまして、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は本当にありが

ありがとうございました。

司会 本日予定しておりました内容は以上でございます。なお、お名前をご記入いただきました出席確認票は、お席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで、本日の審議会を終了させていただきます。長時間まことにありがとうございました。

―― 了 ――